

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 1 月 23 日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 藤沢 正悦

1. 工事概要

- (1) 工事名 那覇空港FRPフェンス等復旧工事
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市安次嶺 531-3
- (3) 工事内容 本工事は、那覇空港の 36 側、FRPフェンス等の復旧を行うものである。

用地造成

柵工

・FRPフェンス（再利用）	246.0m
・FRPフェンス（新設）	130.0m
・保安対策強化柵	18.6m
・門扉	1式

- (4) 工期 契約締結の翌日から平成 24 年 7 月 31 日まで
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の対象工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までには大阪航空局の平成 23・24 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「土木工事業」で B 等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立て

がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本社、支店又は営業所があること。
- (7) 平成 8 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）の実績を有する者であること。
（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省及び内閣府の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

同種工事：供用中の空港におけるフェンスの新設又は改良（補修）を含む工事の施工実績

- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
 - 1) 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士又 1 級若しくは 2 級建設機械施工技士又は、これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。
 - 2) 上記(7)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- 4) 競争に参加しようとする者との間で、直接かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- 5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりする。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ② 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。
- (9) 大阪航空局及び大阪航空局那覇空港事務所が発注した一般土木工事で、平成21年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- 1) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付加する。
- 2) 下記(2)の、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力により最大16点の加算点を与える。
- 3) 得られた標準点、加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価点」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書による。

(2) 加算点評価項目

加算点の評価項目は、以下による。

- 1) 企業の施工能力に関する事項
- 2) 配置予定技術者の能力に関する事項

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+加算点) / (入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値をもって入札した者を落札者となるべき者とする。なお、標準点、加算点の詳細事項については、入札説明書による。

- 3) 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第85条の調査を行う。
- (4) 上記(3)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒901-0143

那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課

電話 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成24年1月23日から平成24年2月6日まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間)

交付場所 4.(1)担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成24年1月23日から平成24年2月6日まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から
17時00分までの間)

提出場所 上記4.(1)と同じ

申請書及び資料は、郵送(宅急便を含む。以下同じ)
又は持参により提出すること(部数1部)。ただし、い
ずれの場合も、必ず事前に電子入札システムにより提
出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成24年2月21日17時00分までに、電子入札シ
ステムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい
場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに上記4.(1)あて
持参すること(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成24年2月22日 11時00分、那覇空港事務所入札
室において行う。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の
保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公
共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の
締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額
の10分の1以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資
料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反し
た入札は無効とする。

(4) 配置予定監理(又は主任)技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事
実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、

申請書の差替えは認められない。

- (5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随時契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記 2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (11) 契約後 V E の提案
契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (12) その他詳細は入札説明書による。